事例No.	1980
公表年度	R4
団体の属性	町村
団体名	宮崎県日之影町

事例区分	第三セクター

タグ	・会社法法人 ・人材確保・育成 ・組織改革

事例種類	その他の取組

事例内容・タイトル

農作業受委託システムによる農業・農村維持の取組

出典

第三セクター等に関する参考事例集

宮崎県日之影町	（株）ひのかげアグリファーム

農作業受委託システムによる農業・農村維持の取組

1.　法人概要（事業内容・経営状況等）

＜事業内容＞

○ 当社は、高齢化と後継者不足による農地の荒廃防止や次世代の担い手育成のため、自治体が出資する株式形態の農業法人としては県内初となる組織として平成28年10月に設立された。

○ 町内における農業関連の依頼に関しては基本的に全ての作業を請け負っているほか、大玉トマト、白ウコン等の自社生産技術の確立により、新たな担い手の育成を行っている。

○ 中山間地域等直接支払制度※1における棚田地域振興活動加算交付金を活用し、町独自の農作業受委託システム※2を確立。「担い手バンク※3」に登録されたオペレーターと連携しながら農業・農村の維持に努めている。



当社の本社全景

＜経営・出資状況等＞　（単位：千円）

経常収益	28,033	日之影町出資額	50,000
経常損益	▲670	日之影町出資割合(%)	99.8
資産	48,797	その他地方団体出資額	100
純資産	47,884	その他地方団体出資割合(%)	0.2
自己資本比率(%)	98.1	役職員数(人)	7

※経営・出資状況は、令和3年度決算数値

＜団体データ＞

人口（人）	3,726
標準財政規模（百万円）	3,178
財政力指数	0.17

※人口は、住民基本台帳に基づく人口（令和4年1月1日時点）
※標準財政規模及び財政力指数は、令和3年度決算の数値



稲刈り受託作業の様子

2. 本事例の概要

○ 日之影町の農業・農村を守るための会社として、町が自ら5,000万円を出資し設立。町からの出向職員と民間からの職員採用により、農作業受託と自社生産を行う。

○ 農作業受託については、主に水稲栽培に伴う基幹作業（育苗、耕起、田植え、防除、刈取等）を中心に、農地や樹園地の除草・下刈り、飼料用ロール・ラップ、栗・柚子の収穫、獣害防止用ワイヤーメッシュ柵の設置など、農業全般における農家からの依頼に幅広く対応している。

○ 自社生産については、水稲、大玉トマト、白ウコン、ニンニク、もち麦を生産、サプリメントメーカーとの契約栽培のほか、全生産品目を独自の販路により販売している。

○ 「担い手バンク」を活用した農作業受委託システムの構築により、町内全域をカバーしている。きめ細かい支援により、担い手の活動領域拡大へのインセンティブと農家の生産意欲減退防止を図る。



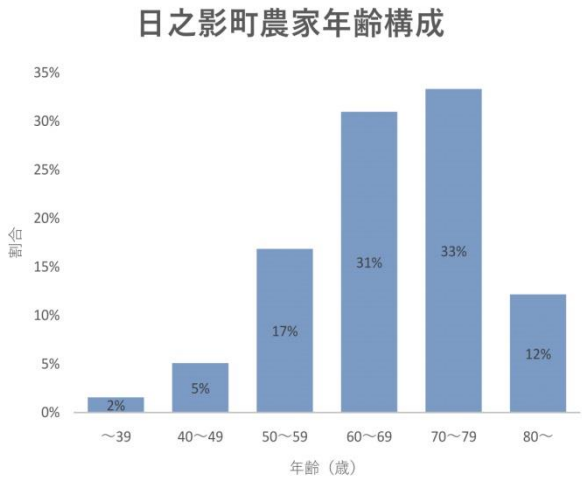
除草受託作業（遊休農地の復旧）の様子

3. 取組の背景、理由、着手のきっかけ

○ 町内の農家から、「高齢のため機械に乗れない」、「農地の草切りがきつい」といった声が年々大きくなり、町の5年後、10年後を見据えて、今のうちに手を打つべきと判断し、農地の荒廃防止や次世代の担い手育成に向けた検討に着手した。

○ 日之影町は、国内で初の森林セラピー基地認定※4や日本の棚田百選にも選ばれており、風光明媚な農村景観を後世に繋いでいかなければならないという強い使命感と、当事者としての危機感が大きな原動力となる。

○ 町内に、農作物を生産する過程において、共同で取り組む集落営農組織※5は存在するが、組織自体の高齢化が進行している（右グラフ参照）。将来的に持続可能な農業と、農地の維持管理が最も期待できる形態を模索する必要がある。



4. 取組の具体的内容

(1) 取組方針とその決定過程

○ 関係機関と連携し、多角的な視野から事業運営方針と事業の効率化・経営健全化計画の策定を図るため、県、JA、NOSAI、土地改良区、農業委員会、農家及び有識者等を含めた設立検討委員会を発足。全国の先例地を視察し、法人拠点施設、事業内容、組織体制、機械施設等資本整備及び財政・受託シミュレーションにおける課題等について検討することとした。

○ 複数の施設の中から当社の活動拠点として、事業を行うために必要な水資源やキャパシティが最も整っている施設を優先して本社に選定した。既存の民間施設及び土地を町で買収後、軽微な改修を経て拠点を整備した。

○ 中長期的な収支計画のもと、資本金の5,000万円及び事業が軌道に乗るまでの運転資金の1,000万円については町で財源を確保。いずれも過疎債の借入れにより7割が交付税措置されている。



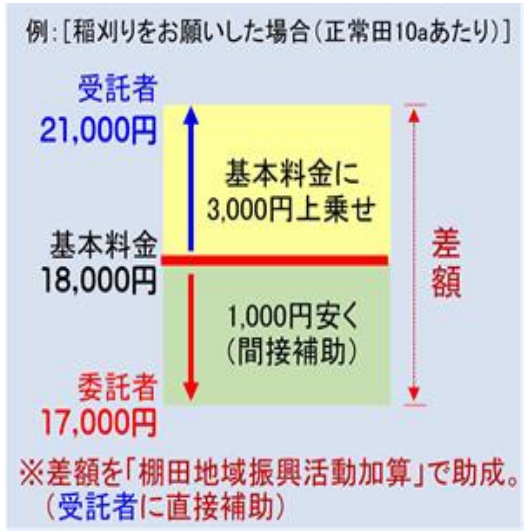
農業法人設立検討委員会の様子

(2) 取組の具体的な進め方

○ 当社が地域内で最も受託規模の大きな担い手として、町内の他の担い手と連携しながら農作業受託に取り組む中で、農作業の委託者(農家)と受託者(オペレーター)がそれぞれ希望する作業料金に乖離があることが判明した。

○ そこで、担い手バンクに登録するオペレーターが作業を行う場合、農家への請求額は、基本作業料金と農家の希望額の差額分を割引く一方で、オペレーターへの支払額は、農家の支払額に、基本料金とオペレーターの希望額の差額分と農家への補助分を上乗せして補助するシステムを構築した。なお、補助金については中山間地域等直接支払制度の加算金を原資として支払うこととしている(右図参照)。

○ 農作業受委託システムの対象とする作業内容の追加や上乗せ分の増額等については、毎年、補助金を交付するための機関である担い手協議会事務局の役場農林振興課と担い手バンクに登録しているオペレーターが協議した上で決定している。



5. 取組の効果

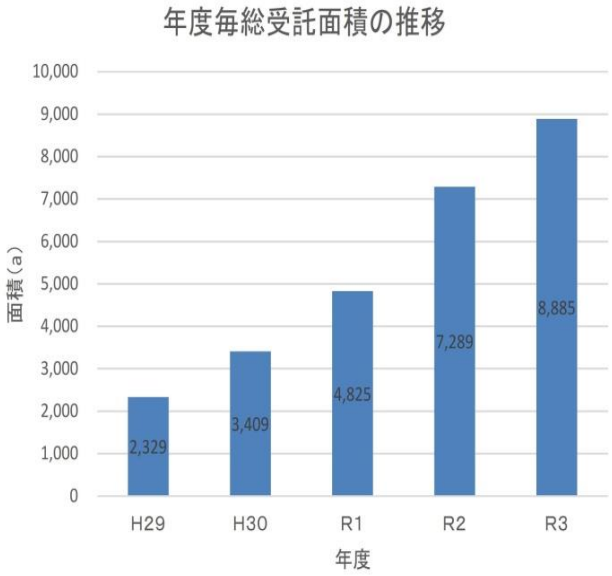
○ 平成29年4月のグランドオープン以降、総受託面積は右肩上がりを続けており、令和4年度は100haを超える見込み（右グラフ参照）。

○ 農作業受委託システムの構築により、委託者（農家）と受託者（オペレーター）の双方に金銭的なメリットが生まれるほか、担い手のインセンティブ向上により、活動意欲が高まったため、活動エリアの拡大に繋がった。

○ 遊休農地の復旧による獣害被害の軽減や、高齢農家でも水稲栽培ができ、生きがいとしての農業が継続可能になったことから、農業・農村集落の維持に繋がっている。

○ 自社生産における農福連携※6の取組として、農繁期（田植え時期）と重なるニンニクの出荷調製作業を当社から福祉団体へ外注することにより、労働力不足を改善することができた（当社においても、椎茸原木運搬などの福祉団体の業務を請け負うケースもある。）。

○ 農家ファーストの事業運営により年々信頼関係が構築され、現在ではなくてはならない組織として町民に認知されてきている。



6. 今後の課題（今後の方針、残された課題等）

○ 4月の水稲育苗時期から10月の米刈時期までは、農地の除草、水稲防除、栗の収穫作業等の受託のほか、夏秋大玉トマトの生産・管理などの農作業が集中しているため、慢性的な労働力不足となっており、農繁期における安定した労働力の確保が必要である。

○ 冬季における生産作物や受託作業が限られていることから、自社生産品目の6次産業化※7、加工部門の強化・推進、販売促進等により、農閑期における収入の確保及び雇用の拡大が必要である。

○ 依然として町内における高齢化と担い手不足が進行していることから、就農トレーニングが可能な施設としてのプラットフォームを構築する必要がある。



福祉施設への作業依頼の様子

7. 注釈

※1 中山間地域等直接支払制度
平成12年度から実施している中山間地域と平野部との生産コストの差を埋めるために、5年以上農業を続けることを約束した農業者に対して交付金を交付する国の制度（出典：農林水産省 https://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/）。

※2 農作業受委託システム
農作業の委託者（農家）と受託者（担い手）双方に補助金を交付し、町内の農地の保全や農業の継続を支援するための取組。

※3 担い手バンク
町内における担い手（オペレーター）が登録された組織（令和5年2月1日現在64名）。幅広い年齢層の農業者が担い手となり、バンクに登録されたオペレーターに作業依頼があった場合に、担い手と農家の双方に補助金が適用される。

※4 森林セラピー基地認定
心身の健康づくりに活かす取組を提供しており、森の持つ癒し効果が科学的に解明された基地として、平成18年に日之影町が国内で最初に認定された。認定を受けることで、森林セラピーツアー開催による都市部との交流人口の増加や、地域の活性化といった効果が得られている（出典：森林セラピーソサエティ https://www.fo-society.jp/quarter/）。

※5 集落営農組織
集落営農組織とは、「集落」を単位として、専業農家・兼業農家等を含めた集落の農家の協力のもと、農業生産過程の全部又は一部について、共同で取り組む組織。

※6 農福連携
障害者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組（出典：農林水産省 https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/noufuku/noufuku_toha.html）。

※7 6次産業化
農林漁業者（1次産業）が、農産物などの生産物の元々持っている価値をさらに高め、それにより、農林漁業者の所得（収入）を向上していくこと（出典：農林水産省 https://www.maff.go.jp/j/heya/sodan/1202/a04.html）。

＜参考＞地方公共団体の問合せ先　担当課：日之影町農林振興課　連絡先（電話番号）：0982-87-3804